

市指定文化財<史跡>

きゅうぎざんだいりんじ
九儀山大琳寺

指定日 昭和41年4月15日

所在地 菊池市大琳寺



当寺は『国郡一統誌』に「久木野大林寺ハ觀世音像ヲ安(置)ズ」とあり、『肥後国誌』では九儀野山、久木野山、実相山ともいう禅刹の跡であると記す。15代菊池武光が菊池五山を定めたとき、地理的にほぼ中央に位置する所に九儀山大琳寺を建立したとされる。

『肥後国誌』には「此ノ寺^{たいてん}頗^{たいてん}転シ、四方畠田ニシテ僅カニ一畝ニ足ラズ、境内ニ九尺四面ノ草堂ニ六臂ノ觀音ヲ安ズ、古ノ本尊ハ大日如来ト云、開基等分明ナラズ」と記す。

天文19年(1550)9月、大友義鎮(宗麟)は北福寺の永珠を大輪(琳)寺住職に任じている。文化11年(1814)頃の『深川手永手鑑』には「氏仏大日 菊池時代九儀山、又ハ中央山大琳寺ト唱エ、菊池五山之内」と記す。

もとは現在地から南の「古堂」と呼ばれる田地にあったが、宝暦5年(1755)、大風で倒壊し現在に移された。